

(休職)

第〇条

1. 社員が以下の各号の一に該当するときには休職を命ずることがある。

- ①業務外の傷病により継続、断続を問わず30日以上欠勤があるとき
- ②精神または身体上の疾患により労務提供が不完全なとき
- ③家事の都合、その他やむを得ない事由により1ヶ月以上欠勤したとき
- ④公の職務につき、業務に支障があるとき
- ⑤出向をしたとき
- ⑥前各号のほか、特別の事情があつて、会社が休職をさせることを必要と認めたとき

2. ただし、第52条の定める休職期間中に治癒(回復)の見込みがないと認める場合、会社は休職を命じないことがある。

3. 会社は前項における休職の要否を判断するに当たり、社員からその健康状態を記した診断書の提出を受けるほか、会社の指定する産業医もしくは専門医の意見を聴き、これらの意見に基づき要否の判断を行うものとする。

4. 社員は、会社が前項の検討を行う目的でその主治医、家族等の関係者から必要な意見聴取等を行おうとする場合には、会社がこれらの者と連絡をとることに同意する等、必要な協力をしなければならない。

5. 社員が必要な協力に応じない場合、会社は休職を発令しない。

(休職期間)

第〇条

1. 休職期間は次のとおりとする。ただし、試用期間中の社員は対象者から除外する。

- ①前条1項、1号・2号の場合 6ヶ月  
ただし情状により期間を延長することがある。
- ②前条1項、3号から6号の場合 その必要な範囲で、会社の認める期間

2. 休職期間中、賃金は支給しない。

3. 休職期間中は、原則として勤続年数に通算しない。ただし、年次有給休暇の定例付与日数の基準となる勤続年数には通算する。

4. 休職中の社員は、休職期間中は、療養に専念しなければならない。

5. 休職中の社員は、従業員の資格を持つ者であるため、会社の規則・命令等を守らなければならない。

6. 会社は、休職中の社員に対し、会社指定医師の受診を命じることができ、社員は正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

7. 休職中の社員は、会社の求めに応じ次の書類を提出し、自己の傷病等について、原則として1ヶ月に1回以上報告しなければならない。ただし、会社が認めた場合は省略することがある。

- ①主治医の診断書
- ②会社が指定した医師の診断書
- ③その他会社が必要と判断したもの

(復職)

第〇条

1. 私傷病等で休職した者の復職にあたっては、主治医、および、会社が指定した医療機関で受診させ、診断書の提出を命じる。その結果を基に産業医を含めて、復職の可否、および復職時の業務軽減措置等の要否・内容について決定するものとする。正当な理由なく、この受診および診断書の提出を拒否する場合には、復職は認めない。

2. 休職の事由が消滅したと会社が認めるときは、業務の都合もしくは当該社員の職務提供状況に応じて会社の決定した職務に配置する。この場合、労働条件の変更を伴うことがある。

3. 復職直後に、所定労働時間より短い勤務が妥当と会社が判断した場合で、当該社員が希望する場合は、期間を定めて短時間勤務とする。この場合、労働条件の変更を伴うことがある。

(休職期間の通算)

第〇条

1. 休職後に復職した社員について、復職後6ヶ月以内に同一傷病または類似傷病と会社が判断した場合、または欠勤を繰り返すなどして勤務に耐えないと判断された場合、会社はその従業員に対し、復職を取り消し、ただちに休職させる。

2. その場合における休職期間は復職前の休職期間の残日数（ただし、残日数が30日に満たないときは30日）とする。

(自然退職)

第〇条

休職期間終了日に復職できないときは、自然退職とする。